

議案第78号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部改正について

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成
27年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

令和6年8月8日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われま
した。これを受け市においても、人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、所
要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
（平成27年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（手当）</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び 期末手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 期末手当</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 期末手当の額は、それぞれアの基 準日現在（ア後段に規定する者にあ っては、退職、罷免又は死亡により その職を離れた日現在）において、 アに規定する者が受けるべき給料の 月額、地域手当の月額及び給料の月 額に100分の20を乗じて得た額 並びに給料の月額、地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に<u>100分の175</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の 例により一定の割合を乗じて得た額</p>	<p>（手当）</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び 期末手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 期末手当</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 期末手当の額は、それぞれアの基 準日現在（ア後段に規定する者にあ っては、退職、罷免又は死亡により その職を離れた日現在）において、 アに規定する者が受けるべき給料の 月額、地域手当の月額及び給料の月 額に100分の20を乗じて得た額 並びに給料の月額、地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に<u>100分の170</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の 例により一定の割合を乗じて得た額</p>

とする。

とする。

第2条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び 期末手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 期末手当の額は、それぞれアの基 準日現在(ア後段に規定する者にあ っては、退職、罷免又は死亡により その職を離れた日現在)において、 アに規定する者が受けるべき給料の 月額、地域手当の月額及び給料の月 額に100分の20を乗じて得た額 並びに給料の月額、地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に<u>100分の17</u> <u>2.5</u>を乗じて得た額に、一般職の 職員の例により一定の割合を乗じて 得た額とする。</p>	<p>(手当)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び 期末手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 期末手当の額は、それぞれアの基 準日現在(ア後段に規定する者にあ っては、退職、罷免又は死亡により その職を離れた日現在)において、 アに規定する者が受けるべき給料の 月額、地域手当の月額及び給料の月 額に100分の20を乗じて得た額 並びに給料の月額、地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に<u>100分の175</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の 例により一定の割合を乗じて得た額 とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第2条の改正は、令和7年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 第1条の規定による改正後の木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合は、改正前の木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。